

令和8年度千葉県青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する「令和8年度千葉青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）業務委託」の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は、業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、委託先候補者と協議の上、県が作成する。

2 業務の目的

生徒のトラブルの要因となっているSNS等への書き込みの早期発見・早期対応と実態把握のため、ネット上の検索やトラブル対応に係る専門的な知識と技術を有する団体へ、検索・監視・報告業務及びインターネットの適正利用に関する周知・啓発業務を委託し、教育庁、県警等の関係機関と連携の上、いじめ、非行、犯罪等の防止を図る。

3 業務の内容

（1）ネットパトロールの実施

インターネット上の各種サイトにおける下記調査対象校に在籍する生徒に関連する書き込み・画像等の調査を行い、問題のある書き込みを発見した場合、その内容を県に報告する。

ア 調査対象校

県内すべての公・私立中・高・義務教育・特別支援学校等

（中学校 385校、高校 190校、義務教育学校 4校、特別支援学校 46校、
中等教育学校 3校、高等専門学校 1校 令和7年6月5日現在）

※ 学校の新設や統廃合により、校数が数校程度変動することがある。

イ 調査の方法

（ア）調査対象校にアンケート調査を実施し、問題のある書き込みの発見に必要なキーワード（学校の略称や行事など）の情報を収集すること。

（イ）調査対象校のキーワードに基づき、検索を行い、調査対象校に在籍する生徒に関連する書き込みについて、調査を行うこと。なお、調査にあたっては、問題のある書き込みを早期発見できる方法・頻度を確保すること。

（ウ）（イ）により発見した生徒に關わる問題が発生しているもの、又は問題につながるおそれがあると判断される書き込みについて、目視を行い、危険度・分類を整理し、具体的に報告を行うこと。

※危険度・分類の整備及び報告については、後述の「ウ 危険度の分類」表1及び「エ 監視に関する結果報告」によること。

（エ）その他、県から依頼された事項について調査を行うこと。（例：問題が発生した事案に関する県からの検索・監視要望）

ウ 危険度の分類

「イ 調査の方法」により発見した「問題のある書き込み」を危険度及び内容に応じて、表1のとおり分類する。

表1

	危険度	内 容
①	レベル1	・自分自身の個人情報の公開※
②	レベル2	・自分自身の詳細な個人情報の公開（レベル1の個人情報に加えて、生徒自身のアカウントのQRコード、答案用紙、合格証書の画像等が掲載されたもの）
③		・他人の個人情報の公開（生徒名簿、座席表の画像等）
④		・個人を特定した誹謗・中傷
⑤		・情緒不安定等
⑥		・暴力・問題行動（例：飲酒・喫煙、迷惑・危険行為）
⑦		・わいせつ表現（画像等）
⑧	レベル3	・少年の刑事事件、自殺に係るもの等

※学校名に加え、氏名又は本人と分かる顔画像の書き込み

エ 監視に関する結果報告

（ア）定期報告

受託者は、危険度別に分類し、当該月の問題のある書き込みの発見件数などを毎月1回、調査実施月の翌月7日までに電子メール及び受託者が作成する報告用ウェブサイトへのアップロードにより報告すること。なお、報告は、「様式1-1青少年ネット被害防止対策事業報告書（定期報告）」、「様式1-2青少年ネット被害防止対策事業報告書（定期報告・並び替え）」、「様式1-3青少年ネット被害防止対策事業報告書（月別集計報告）」及び「様式1-4調査対象学校数（市町村別・学校種別）」によること。

（イ）随時報告

受託者は、危険度別に分類した結果、レベル2・レベル3に分類された書き込みについて、電子メール及び受託者が作成する報告用ウェブサイトへのアップロードにより随時報告を行うこと。なお、報告にあたっては、以下に留意すること。

- ・ 随時報告は、様式2「青少年ネット被害防止対策事業報告書」によること。
- ・ レベル2に分類された書き込みは、発見日から起算して、閉序日を除き2日以内に、レベル3に分類された書き込みは直ちに報告を行うこと。
- ・ 問題のある書き込みをスクリーンショット等で保存した画像を添付するとともに、問題のある書き込みの問題点を明示すること。
- ・ 書き込みの問題点に対する調査対象校の対応策を明示すること。
- ・ 投稿者が調査対象校に在籍していることが確認できない書き込みは、その旨を明示すること。
- ・ レベル3に分類された書き込みのうち、生命に関わる書き込み等、緊急性が高い

ものについては、県が定めた電話連絡先へ緊急連絡を行うとともに、必要に応じて、警察への情報提供を行うこと。

(ウ) 定期報告及び随時報告は、監視業務責任者が行うものとする。

オ 調査頻度

(ア) ア～エについて、4半期に1度は各学校を調査するものとする。

(イ) AI等を活用した機械検索は、計画停止等を除き、原則として24時間365日実施すること。

(ウ) (イ)に加えて、監視業務責任者又は監視員による目視での検索を開庁日（千葉県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く日）の午前9時から午後5時まで実施すること。

(2) 問題ある書き込みの削除支援

いじめや誹謗中傷、犯罪に関わる内容等の不適切な書き込みを発見した場合、書き込みの内容から判断し削除を行うことが妥当である場合は、県と連携を図り、削除支援する。また、投稿者が自ら削除依頼や投稿の修正を実施する必要がある場合は、対処方法についてアドバイスを行う。

(3) 指導や啓発に役立つ資料の作成等

ネットパトロールにおいて発見される問題ある書き込みの主な事例や特徴・傾向（当県に係るネットパトロールにより発見された書き込みに関するものに限らず、全国的な特徴・傾向等を含む）、ネット上のトラブルの事例や対処方法などに関する資料の提供を行う。

(4) 講演会等への講師派遣

ネットパトロールにおいて発見される問題ある書き込みの主な事例や特徴・傾向（当県に係るネットパトロールにより発見された書き込みに関するものに限らず、全国的な特徴・傾向等を含む）や最新のSNS等の状況等を盛り込んだインターネットの適正利用に関する講演会等に講師を派遣する。

ア 講演対象

- ・ 千葉県内の小中学校、高等学校等の児童生徒、教職員、保護者等

イ 講演時間

- ・ 1回あたり1時間程度

ウ 講演回数及び講演形態

- ・ 年間20回程度実施する。
- ・ 15回程度は、オンライン（Zoom）により実施、5回程度は対面での実施とする。

上記回数より多く対面での講演を行う場合は、県と協議の上、オンラインの実施回数を調整すること。

エ 実施時期

通年（土日祝日を含む）

(5) トラブル等への対応に関する相談窓口の開設

県や学校からの、青少年のインターネット利用に関する問い合わせや相談に対し、適切な助言や支援をすること。

(6) SNSに起因するトラブルから児童生徒を守るための方策

(1) から(5)の他、ネットいじめや闇バイトなどのネットトラブルから児童生徒を守るための方策（例：ネットパトロールの強化、闇バイト等の喫緊の課題に特化した啓発講演の実施等）について、提案し、実施すること。

4 委託業務の実施期間

委託事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5 履行場所

受託者の定める作業場所

6 体制

(1) 監視員の配置

受託者は、業務を遂行するに当たり、監視員を開庁日の午前9時から午後5時までの間、2名以上配置すること。

(2) 監視業務責任者

受託者は、受注業務を円滑に運営するため、監視員とは別に、監視業務責任者を1名以上配置すること。なお、監視業務責任者は、SNSや学校非公式サイト等への問題ある書き込みの検索・監視等業務に従事する経験が3年以上の者とする。

(3) 監視業務責任者の業務

監視業務責任者は、3(1)エの(ア)定期報告及び(イ)随時報告を行うほか、監視員に対する指導を行うこと。また、緊急の対応を要する書き込みを発見した場合等については、組織内での支援体制や県への連絡体制を確保するなど、業務の円滑な執行管理を行うこと。

(4) 監視業務責任者及び監視員名簿の提出

ア 受託者は、本業務開始時までに監視業務責任者及び監視員の名簿を県に提出しなければならない。

イ 受託者は、監視業務責任者又は監視員名簿の変更を行う必要が生じた場合には、事前にその内容を提出すること。

(5) 作業場所の設備

作業場所は、個人の秘密保持に十分配慮した構造とすること。

また、監視報告書などの個人情報を適切に管理すること。

(6) 監視員の研修

受託者は、監視員が適切に業務を遂行できるように定期的に研修を実施すること。

7 その他業務実施上の留意点

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議しながら進めること。
- (2) 受託者は関係法令を遵守すること。
- (3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとし、事前に県に書面で協議し、承諾を得るものとする。
- (4) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 受託者は、本件業務の実施に際しては、事前に、本件業務に係る業務実施計画（年間）及びデータ管理計画書を策定し、知事の承認を得なければならない。業務実施計画に修正がある場合も同様とする。
受託者は、業務実施計画に従い、誠実に本件業務を実施しなければならない。
- (6) 本業務により取得した個人情報等のデータの所有権及び作成したウェブサイトや資料等の著作権（著作権法第27条、28条に規定されている権利も含む。）はすべて県に帰属する。著作者人格権は県の承諾なしに行使しない。
ただし、受託者が従前から保有する特許権、著作権等を適用したものについては、県はその使用及び複製の権利のみを有するものとする。
- (7) 受託者は、複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- (8) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は、目的外に利用してはならない。
委託業務が終了又は契約を解除した後も、同様とする。
- (9) 本業務の委託費によって備品等の財産を取得することは原則として認めない。
- (10) 受託者は、ネットパトロール事業の円滑な遂行のため、翌年度の受託者に対し、当該年度末日までに、必要な資料の提供などを含む引継ぎを確実に実施するものとする。